

令和4年第8回農業委員会議事録

令和4年8月25日

下妻市農業委員会

令和4年第8回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 第2庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第6号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

4. 報 告

第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
17番 木村 一巳	18番 森 槇雄	19番 中山 基

欠席委員次の通り

16番 稲川 広美

出席職員次の通り

局長 塚越 剛 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長(会長 中山基君)

ただいまから、令和4年第8回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18名であります。欠席の届出は16番 稲川広美君であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は15番 野村操君、17番 木村一巳君の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、今泉地内、畑、188㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、山尻地内、3筆、田及び畑、合計1,633㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、鎌庭地内、畑、267㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、黒駒地内、2筆、畑、合計3,017㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号1号：野村委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、働く婦人の家から北西へ約400mにあり、野菜の作付けがされておりました。8月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：木村委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、市営柳原球場から南西へ約700m圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。8月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現

地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：柴崎委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約600mにあり、雑草が生えていました。8月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：齋藤委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から西へ約1km圏内にあり、野菜の収穫後、きれいに管理されていました。8月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

3ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、加養地内、畑、444㎡、申請理由は、段差解消のため盛土をしたく、一時

転用するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、神明地内、登記、畑、現況、宅地、1,081㎡、平成20年頃より住宅敷地の一部として無断転用していた申請地に、農業用倉庫を建築したく、始末書添付の上、申請するものであります。

農地区区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料は、1ページ、2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、段差解消のための盛土であり、一時的な利用でその必要があることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、耕作の目的に利用されることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。

参考資料は、3ページ、4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、転用目的が農業用施設であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第2号）

処理番号1号：木村委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から西へ約180mにあり、野菜の作付けがされておりきれいに管理されておりました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建設発生土による盛土のため、一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：程塚委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南西へ約800mにあり、すでに住宅敷地として利用されており、その内容は始末書で確認しました。8月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農

業用倉庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

4ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分につきましては、今回、1件の申請であります。今回は、議案第4号処理番号7号で転用する要因として、事業内容の変更が前提となるため、この件について先に議題とさせていただきます。農地転用許可後に、事業内容、一時転用期間、転用事業者のいずれかに変更が生じた場合は、事業計画変更の手続きが必要となります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、畑、909㎡、申請理由は、令和4年6月27日付けでヘリコプター教習所として許可を受け、所有権を移転したが、都合により、事業内容をヘリコプター教習所及び宿泊施設といたし、変更申請するものでございます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：塚田委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南西へ約1.3mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、事業計画変更することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

5ページ並びに、参考資料の5ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、7件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、長塚地内、畑、488㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、五箇地内、畑、330㎡、申請理由は、利便性向上を図るため、申請地に資材置場を設け拡張したく、申請するものでございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、皆葉地内、畑、265㎡、申請理由は、隣接する宅地を休憩施設兼事務所として使用するにあたり、申請地に駐車場を設けたく、申請するものでございます。

6ページ並びに、参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、小野子町1丁目地内、畑、256㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、高道祖地内、畑、79㎡、申請理由は、利便性向上を図るため、既存資材置場に隣接する申請地に資材置場を設け拡張したく申請するものでございます。

参考資料の15ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、高道祖地内、畑、382㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

7ページ並びに、参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、高道祖地内、畑、546㎡、申請理由は、議案第3号処理番号1号の事業計画変更に伴い駐車場が不足することから、申請地に駐車場を設けたく申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたします。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、5ページ、6ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、7ページ、8ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、9ページ、10ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、申請に係る農地を、隣接する宅地と一体利用し、同一事業の目的に供するために行うものであって、事業地全体の面積に占める農地の面積の割合が、3分の1以下であることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は6ページ、参考資料は、11ページ、12ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、13ページ、14ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、15ページ、16ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済みとなっております。

議案書は7ページ、参考資料は、17ページ、18ページをお開き願います。

処理番号7号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いた

します。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第4号）

処理番号1号：森委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大和保育園から南へ約250mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員1名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：中島委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約1.2kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号3号：中島委員

議案第4号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約400mにあり、耕作されておらず、芝及び雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号4号：森委員

議案第4号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、下妻駅から東へ約100mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月22日、地区委員1名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号5号：飯村委員

議案第4号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから南西へ約450mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：飯村委員

議案第4号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから東へ約500mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号：塚田委員

議案第4号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南西へ約1.3kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

8ページ並びに、参考資料の19ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、畑、1,107㎡、申請理由は、既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を設けたく申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料は、19ページ、20ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第5号）

処理番号1号：森委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻郵便局から東へ約200mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。8月22日、地区委員1名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には会社訪問にて行い、また、賃貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

9ページ並びに、参考資料の21ページをお開き願います。

議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、山尻地内、畑、500㎡、平成29年頃より、砂利を敷き、無断転用していた申請地に、自己住宅を建築したく、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の23ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、肘谷地内、畑、413㎡、申請理由は、既存駐車場がなく申請地に駐車場を設けたく申請するものであります。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は9ページ、参考資料は、21ページ、22ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料は、23ページ、24ページをご覧願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第6号）

処理番号1号：木村委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーター

ターから南へ約500mにあり、砂利が敷かれており、その内容は始末書で確認しました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：飯岡委員

議案第6号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南東へ約800mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人、貸人共に8月22日、現地にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

10ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、加養地内、2筆、畑、合計984㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る、8月10日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願ひます。局長。

事務局長（塚越剛君）

11ページをご覧願ひます。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、11ページから12ページまで、10件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願ひます。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

以上を持ちまして、令和4年第8回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後2時10分閉会）

議長 中山 基

署名委員 野村 操

署名委員 木村 一巳
